# 教育・家庭・福祉の連携マニュアル



令和3年4月 芦屋市教育委員会

# もくじ

Q:なぜ事業所と連携しなければいけないのですか?	
■ はじめに ~学校と福祉の連携の必要性~	3
Q:どのような福祉サービスがあるのですか?	
▶ 2 障がいのある子どもと保護者のための福祉サービス	4
Q:福祉サービス利用の手続きは,どのように進められますか?	
□ る 福祉におけるサービス利用開始の手続き	5
Q:個別の支援計画と個別の教育支援計画はどうちがうのですか?	
▶ 4 障がいのある子どもの支援に関する計画	6
Q:放課後等デイサービスとはどのようなサービスですか?	
▶ 5 放課後等デイサービスについて	7
1 放課後等デイサービスを利用している児童生徒の生活の流れ	
2 放課後等デイサービス事業所の取組	
Q:保育所等訪問支援とは何ですか?	
┗ 保育所等訪問支援について	9
1 保育所等訪問支援の目的	
2 保育所等訪問支援事業所	
Q:学校と放課後等デイサービス事業所の連携はどのような方針で行われますか?	
■ 7 連携にかかる兵庫県の方針と芦屋市の役割	10

Q :	連携のた	めに学校は何を準備する必要がありますか?	
	<b>L</b> 8	福祉との連携に向けた学校の準備	11
	1	放課後等デイサービス事業所との連携について	
	2	保育所等訪問支援事業について	
_	1" - 1 -		
Q:	とのよう	な手順で連携を進めていけばよいですか?	
	9	学校における児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続き	12
	1	各福祉サービスを受けるまでの基本的な流れ	
	2	放課後等デイサービスの利用の開始	
	3	事業所の送迎サービスの利用	
	4	保育所等訪問支援の利用	
	5	ケース会議の手配	
Q:	事業所の	ことについて,どこに相談すればよいですか?	
	<b>L</b> 10	事業所との連携にかかる福祉の相談窓口	15
	11	参考資料	16

#### 【国の動向】

国においては、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、平成 29年12月, 文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プ ロジェクトが発足し、平成30年度の報告と、報告の趣旨を踏まえた平成30年5月の「教育と福 祉の一層の連携等の推進について(通知)」の中で「教育と福祉との連携を推進するための方策」 と「保護者支援を推進するための方策」が示された。

#### 【県の動向】

兵庫県では平成31年3月に策定した「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の中で「連続性の ある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)」と「連携による切れ目ない一貫した相談・ 支援体制の充実(横の連携)」を推進することとしている。この(横の連携)における、関係機関 との連携による支援の充実のために、平成31年度、県立こやの里特別支援学校をモデル校に、伊 丹市をモデル市に指定し、「トライアングル」プロジェクト実践研究事業を立ち上げ、学校と放課 後等デイサービス事業所等が連携した支援体制を構築するため,家庭,教育,福祉における一貫し た支援を組織的かつ計画的に進めるための方策を研究し、すべての学校で活用できる連携マニュア ルを作成した。また,令和2年度には阪神地区にモデル地域を拡大し,実態把握や課題分析,連携 マニュアルの試行等を行っている。

芦屋市においても、放課後等デイサービスや平成30年度から本格的に始まった保育所等訪問支 援事業を利用する児童生徒は年々増加しており、福祉との連携は必要不可欠になっている。そのた め、令和元年度には特別支援教育コーディネーター対象の研修会において、「障がい福祉サービス と相談員の役割について」と題した幼稚園・小中学校の教職員向けの研修会を行ったり、教育委員 会担当者が計画相談員(障がいのある児童生徒に対してどの程度福祉サービスが必要かを計画する 担当者)に対して学校の特別支援教育がどのような体制で実施されているかを説明したりと、教育 と福祉の連携について進めてきた。

しかしながら、実際の連携についてはそれぞれの学校独自で行っている状態であり、令和2年度 に実施した連携についての調査で「放課後等デイサービス事業所との連携に関するルールはありま したか」という項目について市立小中学校の3校が「ルールはあるが,明文化していない」,残り の8校が「ルールはなく,事業所ごとに個別協議を行っている」と回答している。

今後、福祉サービスを受ける児童生徒や関わる事業所が増加することに対応するため、また、よ りスムーズに家庭と教育と福祉が連携し、障がいのある児童生徒の安全・安心と一貫した支援が行 えるように、芦屋市版「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を策定する。

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づく福祉サービスであり、市町における「障害児通所支援」のひとつである。

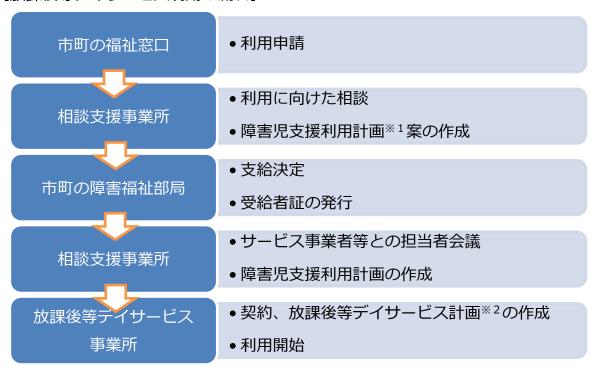
# 【福祉サービスの種類と内容】

サービス名	対象	内 容
児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指
		導,知識技能の付与,集団生活への
	   未就学児	適応訓練などの支援を行う
医療型児童発	水弧士儿 	日常生活における基本的な動作の指
達支援		導,知識技能の付与,集団生活への
		適応訓練などの支援及び治療を行う
放課後等デイ		授業の終了後又は休業日に, 児童発
サービス	児童生徒	達支援センター等の施設に通わせ,
	【小・中・高・特別支援学校】	生活能力向上のための必要な訓練,
		社会との交流促進などの支援を行う
保育所等訪問	幼児児童生徒	保護者からの依頼に基づき, 療育の
支援	【保育所, 幼稚園, 認定こども	専門家が保育所等を訪問し, 障がい
	園, 小学校, 特別支援学校, そ	児に対して,障がい児以外の児童等
	の他地方自治体が認めたもの	との集団生活への適応のための専門
	(中, 高など)】	的な支援などを行う
居宅訪問型児	外出することが著しく困難な	重度の障がい等により外出が著しく
童発達支援	幼児児童生徒	困難な障がい児の居宅を訪問して発
		達支援を行う

(厚生労働省「障害福祉サービス等の体系」より)

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の福祉サービスを利用する保護者は,障害 児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画を経て,支給決定を受けた後,利用する 事業所と契約を結ぶ。

#### 【放課後等デイサービス利用の流れ】



※1,2は次ページ参照

#### 【計画相談支援事業所の役割】

相談支援専門員(以下,「計画相談員」という)が,中立的な立場で,障害児通所支援の申請に係る支給決定前に,障害児支援利用計画案を作成し,支給決定後に,サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに,障害児支援利用計画の作成を行う。また,利用開始後も,定期的に支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い,障害児支援利用計画の見直しや,サービス事業者等との連絡調整などを行う。

個々の障がいのある児童生徒に対する支援計画については,各学校において個別の教育支援計画を,障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している等,それぞれが計画に沿った指導・支援を行っているが,その作成に当たっては連携を取り,内容については一貫性を持たせることが求められている。

# 福祉にかかる計画

## \*1障害児支援利用計画

障害児相談支援事業所の計画相談員が,俯瞰的に子どもの状況を捉えながら,総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組合せ等について検討し,目標を立てて子ども又は保護者の同意のもと作成する計画のこと。

# \*2放課後等デイサービス計画(個別支援計画)

放課後等デイサービス事業所の児童発達支援 管理責任者が,放課後等デイサービスを利用する 個々の子どもについて,その有する能力,置かれ ている環境や日常生活全般の状況に関するアセ スメントを通じて,総合的な支援目標及び達成時 期,生活全般の質を向上させるための課題,支援 の具体的内容,支援を提供する上での留意事項な どを記載する計画のこと。

#### 教育にかかる計画

#### 個別の教育支援計画

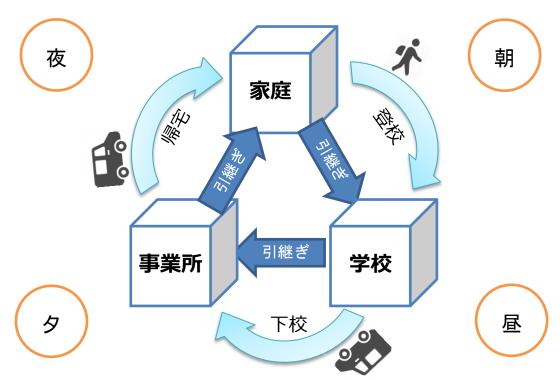
個別の支援計画のうち,幼児児童生徒に対して,教育機関が中心となって作成するものを,個別の教育支援計画という。本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ,在籍校のみならず,家庭,医療機関,福祉機関における支援の目標,内容を具体的に記述し,支援の内容を整理したり,関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。

#### 個別の指導計画

個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために作成しなければならないものであり、教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。また、計画(Plan)-実践(Do)-評価(Check)-改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

#### 1 放課後等デイサービスを利用している児童生徒の生活の流れ

児童生徒が安心して過ごすためには、保護者から学校、学校から事業所、事業所から保護者に対して、日々の子どもの状況等の引継ぎを行うことで、情報を共有することが必要である。



※ 車による送迎サービスを提供している事業所が多くある。

#### 2 放課後等デイサービス事業所の取組

放課後等デイサービス計画に沿って,次の基本活動を複数組み合わせて支援を行う。

#### (1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

·子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。

#### (2) 創作活動

季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

#### (3) 地域交流の機会の提供

・社会生活や経験の範囲が制限されないよう、子どもの社会経験の幅を広げていく。

#### (4) 余暇の提供

・自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」より)

【放課後等デイサービス事業所の取組の例】

#### <基本的日常生活動作の支援>

- ・排泄や靴の脱ぎ履き、衣類の着脱、手洗いなどの身辺自立を促すための支援
- ・個々に合わせた自立課題(コイン入れ、ボールペン組立、計量、絵マッチングなど)

#### <自立に向けた活動>

- 毎日の清掃活動(室内の掃除機がけ、モップがけ、外のゴミ拾い、ゴミ拾いなど)
- ・役割を意識して日々の活動に取り組む。(始まりの会や終わりの会の司会,お茶くみ,おやつ当番など)
- ・一日の振り返り

#### 〈楽しみながらできる集団活動〉

- ・異年齢(小1~高3)とのかかわりがあり、仲間意識をもてる環境にある。
- ・季節に合わせた食材を使用した調理活動(シチューやポテトサラダ、ガレットなど)
- ・様々な食材を使用したおやつ作り(マフィンやゼリー、ベビーカステラなど)
- ・スーパーでの買い物
- ・学校休業日など長時間利用を活かした外出活動(博物館,動物園,水族館,神社参拝,広い 公園など)

#### 1 保育所等訪問支援の目的

保護者からの依頼に基づき,訪問支援員が学校等集団生活を営む施設を訪問し,障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う。集団生活への適応とは,支援の対象となる子どもを集団生活に合わせるのではなく,子どもの特性等に集団生活の環境や活動の手順等を合わせていくことである。

また,保育所等訪問支援を通して,保護者と学校の距離が縮まり,子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで,最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境になり,教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待される。

#### 2 保育所等訪問支援事業所

就学前の支援を行う児童発達支援センターや,放課後等デイサービスを行っている事業 所が兼ねて行っていることが多い。児童指導員や保育士,理学療法士,作業療法士,言語 聴覚士,心理担当職員等が訪問支援員として配置されている。

(厚生労働省「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」より)

平成28年8月施行の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」において、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

また, 平成30年5月の「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」において, 「各地方自治体においては, 教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが, 双方の垣根を排除し, 就学前から学齢期, 社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ, 教育と福祉の連携を推進するための取組を促進すること」とされている。

これらの国の動向と実態調査から見えてきた家庭,教育,福祉における連携の実態を踏まえ,連携にかかる兵庫県の方針は次のとおり定められている。

# 安心•安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルールを決める
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する

# 一貫性

・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行う

# 合理性

・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にも とづく連絡・連携体制等をとる

# 【芦屋市教育委員会の役割】

- ・芦屋市の実情に応じたマニュアルと様式を作成・配付・周知する。
- ・円滑な連携のために市の福祉部局と連携し、学校や保護者、関係機関への理解啓発を 図る。
- 各学校の主体的な連携を支援する。

事業所との連携に関わる事項については、「芦屋市放課後等デイサービス事業所と学校の連携に関する確認事項」(様式2)の通りとし、保護者、学校、事業所が連携するための基本的なルールとする。その他の事柄については学校ごとにルールを決め、各事業所と確認していく。

#### 1 放課後等デイサービス事業所との連携について

- (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口
  - ・担当者(連携にかかる取組を主導する):特別支援教育コーディネーター等
  - ・外部からの連絡窓口(問合せや緊急の連絡に対応): 教頭等
  - ・保護者からの連絡窓口(事業にかかる連絡や相談):担任等
- (2) 情報共有のルールの確認

個別の教育支援計画等(他に,個別の指導計画,連絡帳の共有による日々の引継ぎ情報等が考えられる。)を,保護者の承諾を得て事業所と共有するためのルールを確認する。

(3) 送迎のルールの作成・確認

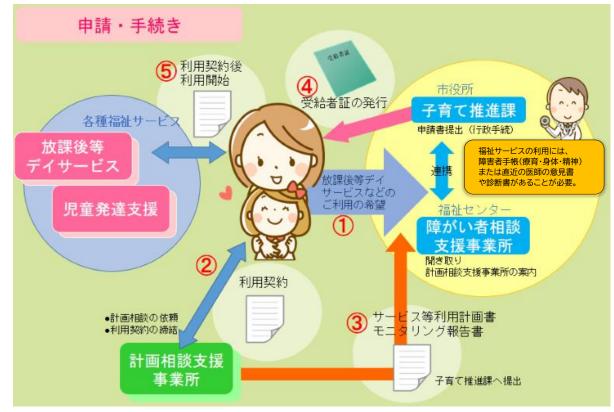
送迎サービスを行う事業所が,放課後に来校するときの送迎車の駐停車や児童生徒の引き渡しに関するルールを決める。

- (4) 各校の実情に応じたその他のルールの作成(様式2に記載されている事項以外)
- 2 保育所等訪問支援事業について
  - (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口
    - ・担当者(連携にかかる取組を主導する):特別支援教育コーディネーター等
    - ・外部からの連絡窓口(問合せや緊急の連絡に対応): 教頭等
    - ・保護者からの連絡窓口(事業にかかる連絡や相談):担任等
  - (2) 訪問支援受入ルールの確認

保護者が訪問支援事業の利用を希望した時の,訪問支援実施までの流れと,学校に訪問支援を受け入れるためのルールを確認しておく。(本マニュアル9-3の項参照)

#### 1 各福祉サービスを受けるまでの基本的な流れ

図



(令和元年度第4回コーディネーター会資料「幼稚園・小中学校の先生のための障がい福祉サービスと相談員の役割について」より)

#### 2 放課後等デイサービスの利用の開始

(1) 利用契約からの流れ(上図 ⑤からの学校・保護者・事業所の連携の流れ)

内容	主体	様式
① 利用契約	保護者と事業所	
② 利用開始の連絡	保護者から学校	様式 1
③ 連携・情報の共有	学校・事業所・計画相談員	
(必要に応じて)		

#### (2) 個別の教育支援計画への記載

学校教育法施行規則に,個別の教育支援計画の作成に当たっては,当該幼児児童生徒または保護者の意向を踏まえつつ,関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ること(第134条の2)とされている。

保護者からの利用開始の連絡(様式1)を受けたら,個別の教育支援計画に,利用する放課後等デイサービス事業所の情報や,事業所との面談等で共有した情報を記述する。

#### 【様式1の取り扱い】

様式1は保護者が学校に放課後等デイサービスの利用と情報共有についての承諾を届け出るものであるが、同時に学校側が児童生徒がいつ、どの事業所を利用しているのか把握し、緊急時の連絡等に使用することも想定している。

事業所の利用状況が変わった時には保護者から申し出てもらい,最新の状況に更新するとともに,学校側も少なくとも年1回(年度当初の家庭訪問時などの機会を利用して)は書類の内容を保護者と確認することが望ましい。

学校に提出された様式1は各学校で保管し、次の学年に進学するときには新しい担任 に引き継ぐとともに、卒業時にはいったん返却し、必要に応じて保護者から進学先の学 校に提出してもらうこととする。

#### 3 事業所の送迎サービスの利用

#### (1) 日々の利用の連絡

内 容	主体	様式
① 利用日や送迎の有無の連絡	保護者から学校	連絡帳等
② 児童生徒の引渡しと情報の引継ぎ	学校・事業所	連絡帳
・学校での様子等		口頭等
・事業所で宿題を行う場合は宿題の内容等		

#### 【連絡帳の取り扱い】

様式1により保護者が連絡帳による情報共有を承諾することが前提であるが,家庭・学校・事業所の三者が児童生徒の状況を把握し,各機関での指導や支援,関わりに生かすツールとして連絡帳を活用していく。家庭と学校とで使用している連絡帳を事業所も閲覧,記載することで情報共有することを想定している。

ただし、情報を共有する上で他児童生徒の個人情報の取り扱いには留意する必要がある。 連絡帳には当該児童生徒以外の個人情報が特定されるような内容は記載しないようにす ることが望ましいが、例えば保護者が学校での友だちとの様子を知りたいと希望する場合 には、他児童生徒の個人情報を含む内容は口頭で伝える、三者で共有する連絡帳は別のも のを用意するといった対応を検討する。

#### 4 保育所等訪問支援の利用

保育所等訪問支援事業は本マニュアル6の項でも記載した目的で、保護者の依頼に基づいて開始する福祉サービスである。芦屋市では、開始前に利用の目的がこの事業の趣旨に沿っているか、学校での実態はどうかということを担当の計画相談員が実態把握したり、利用予定事業所とともに学校に訪問して事前の支援会議を行ったりすることで、課題を明らかにしてからサービスの利用を開始する流れとなっている。

#### (1) 利用契約からの流れ(P12図 ⑤からの学校・保護者・事業所の連携の流れ)

内容	主体	様式
①利用契約	保護者と事業所	
②利用開始の連絡	保護者から学校	様式 3
③訪問日程の調整	事業所から学校	
④保育所等訪問支援実施	学校と事業所	

#### (2) 個別の教育支援計画への記載

保護者からの利用開始の連絡(様式3)を受けたら,個別の教育支援計画に,保育所等訪問支援事業所の情報や,支援会議,事業所との面談等で共有した情報を記述する。

#### (3) 成果の共有

保育所等訪問支援では児童生徒への「直接支援」と教職員等への「間接支援」が行われる。訪問支援に立ち会い、事後に情報共有の機会を持つことで、児童生徒にとって最善の環境設定や関わり方を学ぶことができる。ただし、情報共有の時間・方法等については調整可能である。

#### 5 ケース会議の手配

子どもの状態により、学校からだけでなく、保護者や事業所からの申し出により必要に応じて設定する。関係者が必要に応じて一堂に会し、子どもを中心とした情報を共有するなど、顔の見える関係を作っておくことは、連携を深めるために有効である。複数の事業所を利用している場合は、同時に参加してもらうことや、相談支援事業所にも参加してもらうことで、より効率的で効果的な情報共有ができる。

内 容	主体
① 日程等の調整	学校や事業所の担当者・計画相談員
② ケース会議の実施	学校や事業所の担当者・保護者・計画相談員

#### <ケース会議の内容>

- ・児童生徒の情報共有や各機関の役割分担等の確認
- ・合理的配慮等,支援に関する必要な情報の共有
- ・個別の指導計画、個別支援計画にかかる情報の交換 など

# 事業所との連携にかかる福祉の相談窓口

- ・教育活動にかかる相談:学校を所管する教育委員会学校教育課(0797-38-2087)へ
- ・放課後等デイサービス等にかかる相談:直接事業所へ,

または芦屋市子育て推進課(0797-38-2045)へ

## 11 参考資料

○ 平成30年3月29日付け家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告 ~障害のある子と家 族をもっと元気に~」

https://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/micro\_detail/\_icsFiles/afieldfile/2018/05/15/1404502 02.pdf

○ 平成30年5月24日付け30文科初第357号,障発0524第2号「教育と福祉の一層の連携 等の推進について(通知)」

https://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/micro\_detail/\_icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916\_01.pdf

○ 平成30年8月27日付け30文科初第756号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」

https://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/micro\_detail/\_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653\_01.pdf

○ 放課後等デイサービスガイドライン(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf

○ 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000166361.pdf

○ 兵庫県特別支援教育第三次推進計画(平成31年~令和5年)

http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/dai3jisuisinkeikaku/dai3jisuisinkeikaku2.pdf

○「指定障害児通所事業所及び指定障害児通所施設の指定と廃止の公示等」(兵庫県内で指定されている事業所)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/syogaisisetsu/syougaijishisetuichirann.html

○ あしやねっと(市内の事業所や支援先がまとめてあるサイト) https://ashiyanet.jp 児童福祉法の改正(H24年4月施行)により,兵庫県においても,放課後等デイサービスを利用する児童生徒が増加している。(平成26年度4,615人/月→令和元年度見込10,913人/月)

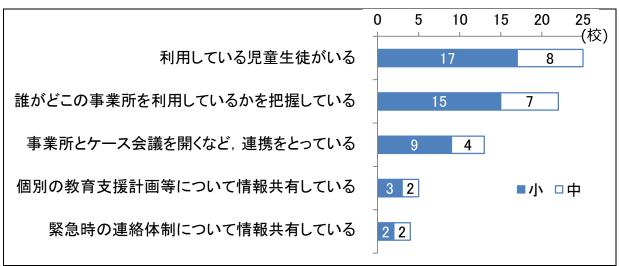
そこで, 兵庫県教育委員会がモデル地域において, 次のとおり実態調査を行った。

#### (1) 実態調査の実施

実施期間	令和元年8月~10月
	・伊丹市, 宝塚市の放課後等デイサービス事業所(34)
対 象	・伊丹市, 宝塚市の放課後等デイサービス事業所を利用する保護者(95)
(回答数)	・伊丹市立小(17)・中(8)・特別支援学校(1)
	・県立特別支援学校(27)

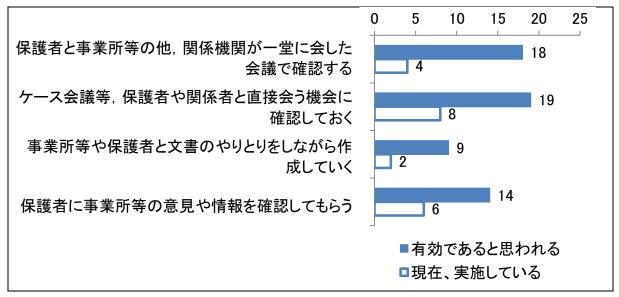
#### (2) 実態調査の結果から

① 小・中学校児童生徒の放課後等デイサービス利用状況(全25校)



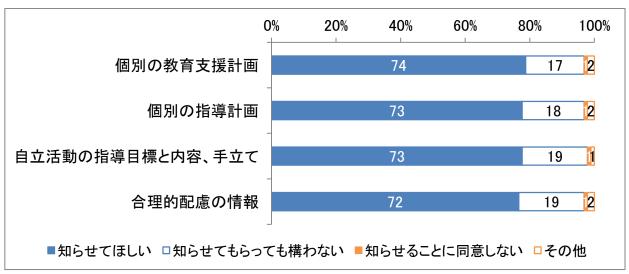
すべての小・中学校に、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が在籍しているが、個別の教育支援計画や緊急時の連絡体制など、一貫した支援や安心・安全のための情報が共有されていない。

② 特別支援学校の個別の教育支援計画の作成における,放課後等デイサービス事業所等との情報共有の在り方と現状について(28校)



多くの特別支援学校が、保護者や関係機関と会議等で事業所等と会って、個別の教育支援計画作成にかかる情報を共有することを有効であると考えるが、実際に実施されている学校は少ない。

③ 学校から事業所への情報提供についての保護者の考え



個人情報の保護や守秘義務を理由に事業所との情報共有に躊躇する学校が多いが、ほとんどの保護者は、学校と事業所が個別の支援計画等の情報を共有することを肯定的に捉えている。

④ 放課後等デイサービスの送迎に関して困っていること

#### 事業所

- ・児童に先生がついて いない時があり、連れ て帰ってもいいのかと 悩む時がある。
- 下校時間に迎えに 行ったが終礼の時間 がまちまちで待たされることが多々ある。

#### 小•中学校

- ・下校児童の安全面で 敷地内への駐車は大 変危険である。
- ・下校中の児童との接 触事故があった。

#### 特別支援学校

・スクールバスのバス停 に迎えに来られたとき に、事業所の名札等 がなく、引き渡して良 いものか判断に困ることがあった。

⑤ 保護者と学校との連携に関して困っていること

#### 小•中学校

- ・連絡系統がうまくいっ ていないため急遽学 校が調整に入らなけ ればならないことがあ る。
- 複数箇所の利用など、 保護者からの報告が なく、学校が把握できていない。

#### 特別支援学校

- 保護者がデイサービスを休むことの連絡を忘れ、事業所が迎えに来られたことがあった。
- ・守秘義務があり、保護者の同意なしに事業 所と学校とで児童生徒 に関する情報が共有 しづらい現状がある。

#### 保護者

- ・学校と事業所にそれ ぞれにお願い事や相 談をしないといけない。
- 連絡はすべて保護者 を通すので、学校と事 業所の間で、板挟み になって嫌な思いをす ることがある。

#### 1 下校時の児童生徒引渡しのルール

安心・安全性

#### (兵庫県立こやの里特別支援学校)

#### 【目的】

下校時に児童生徒を安全かつ確実に引き渡すためのルールづくり

#### 【内容】

- (1) 学校における学級担任による引渡し
  - ①「終わりの会」で下校方法を確認し、間違いなく下校できるよう指導する。
  - ② 担任が各児童生徒をそれぞれの下校方法ごとに誘導し、待機させる。
  - ③ 放課後等デイサービス事業所の担当者に直接児童生徒を引き継ぐ。
- (2) スクールバスのバス停における介助員による引渡し
  - ① 迎えに来た事業所名を担当者の名札で確認してから、児童生徒を引き渡す。
  - ② バス停に,迎え予定の事業所が来ていない時は,スクールバスで学校まで連れて戻り,担任が保護者に連絡し,事業所または保護者の迎えが来るまで対応する。

#### 【成果】

- ・迎えがなかった時などの急な対応に困らなくなった。
- ・引渡しがスムーズだと、子どもの状況を伝える余裕ができる。



#### 2 伊丹市放課後等デイサービス事業者等連絡会

(放課後等デイサービス事業所)

安心・安全性

#### 【目的】

市内の放課後等デイサービス事業の質の向上並びに関係機関との情報共有 【取組】

- ・事業所が主体となって,年3回連絡会を開催し,行政・教育委員会からの連絡の伝達, 事業所に共通する課題に関する協議,研修などを行っている。
- ・令和元年度は学校と事業所の連携等について,情報提供や意見交換等を行ったところ, 「放課後等デイサービス事業のことを知らない先生もいて,担任が変わると対応が変 わるなど,混乱することがある。」「送迎車が校内に入ることのできる学校もあれば, 校門近くに停車することもできない学校もある。」などの意見があがった。

#### 【成果】

- ・事業所は他の事業所の取組や対応,学校の事情等の情報を得る ことができた。
- ・参加した市教育委員会の担当者から校長会を通して送迎ルール の再確認など、学校に対応を求めるきっかけになった。



#### 3 連携による一貫した支援

一貫性

#### (伊丹市内特別支援学校の保護者)

#### 【目的】

一貫した指導・支援による子どもの心理的安定

#### 【取組】

- ・福祉の個別支援計画を立てるにあたり、相談支援事業所と、放課後等デイサービスの 担当者がそろって学校を訪問し、子どもの様子を観察してくれた。
- ・サポートの見直し時などにも,学校を訪問し,担任からも話を聞き取ってくれる。

#### 【成果】

・家と学校だけでなく、相談支援事業所、デイサービス事業所と連携が取れていて、同じように支援してくれているため、パニックが起きやすい我が子も安心してデイサービスに通うことができている。

# 4 事業所と学校の連絡等の効率化

合理性

#### (兵庫県立阪神特別支援学校)

#### 【目的】

日中電話等で連絡することが困難な担任等への効率的な連絡

#### 【取組】

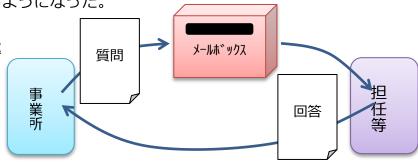
- ・学校へ送迎に来た事業所のスタッフが,担任への質問用紙を投函する専用メールボックスを設置した。
- ・回答は、送迎に来たスタッフに直接伝えるか、手渡す。

#### 【成果】

・手軽に確実な伝達ができるようになった。

#### 【課題】

・ICTの活用など更に効率 的な手段の検討も必要。



#### 5 学校・福祉・保護者連携ケース会議の開催

一貫性

#### (小野市教育委員会)

文部科学省「学校と福祉機関の連携支援事業」の委託を受け、小野特別支援学校を核と した、学校と福祉関係機関とのスムーズな連携について研究を行っている。

#### 【連携ケース会議の目的】

特別支援学校のセンター的機能を活用したケース会議による一貫した支援の検討【事例】

#### おの特教育相談会

#### 保護者了承を得て、特別支援教育コーディネーターと共有、保護者・事業所と共に開催

# 情報共有 ケース会議

#### 保護者

環境の変化が多く、学校生活がストレス。家では甘えてくることが多い。睡眠が不安定になることも。

#### 学 校

作業学習・行事の前・急な 予定変更時不安定に。見通 しがなく次々課題が来ると 学習終了後に反動が来や すい。

#### 事業所

事業所ではルーティーンがある。基本は、リラックス・安心して過ごせるよう支援。我慢した後にその反動が来る。

【ストレス要因と考えられること】 活動過多・刺激入力のしんどさ・情報の混乱のしんどさ。 暑さや寝不足などの疲れ。・便秘のしんどさ。

事後指導

家庭での様子を連絡帳で伝える。家庭では、リラックス、 情緒の安定に努める。 活動と休憩をセットにして学 習活動をパターン化し、安 定を図る。 学校の覚醒した状態から徐々に家庭へのリラックスモートに移行できるように支援する。

#### 学校での活動をメインに置き、「家庭→学校→放課後等デイ→家庭」を意識し、情報共有や支援の継続

#### 【成果】

- ・一貫した支援により、安定した学校生活を送ることができるようになった。
- ・職員と教員の「顔の見える関係」ができつつあり、いろんなことを頼みやすくなった。
- ・ケース会議や連絡会等、情報共有の場が拡充した。

#### 【課題】

- ・事業所と学校との連携のための時間、一堂に集まる時間の確保
- ・保護者同意の確認方法や手続きの確立

#### 【今後の連携】

- ・放課後等デイサービス事業所との連絡会
- ・学校行事オープンスクールへの参加
- ・おの特教育相談会
- ・アフター巡回訪問
- 研修会の開催